

# 令和2年度初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施要項

さいたま市教育委員会

## 1 目的

初めて教職に就く臨時的任用教員（以下、「初めての臨時的任用教員」という）を対象として、教育についての基本的事項に関する研修を行い、教師としての使命感、倫理感、実践的な指導力を養うことを目的とする。

## 2 対象

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校臨時的任用教員（ただし、非常勤講師を除く。）として勤務し、且つ、原則として教職に就くのが初めての者とする。

## 3 期間

臨時的任用期間内とする。

## 4 内容及び方法

### (1) 機関研修

機関研修は、さいたま市教育委員会（以下、「教育委員会」という）が実施計画を作成し、教育委員会の指導主事等が指導者となって実施する。

### (2) 学校研修

学校研修は、教育委員会が作成する実施計画に基づき、初めての臨時的任用教員が所属する学校において実施する。その際、校長は、指導教員を指名し（校長及び副校長、教頭、教務担当、学年主任、教科等主任等）、学校の実情に合わせて指導教員を中心に取り組むよう配慮する。

また、校長、副校長、教頭及び指導教員は、初めての臨時的任用教員が日常的な実践において、OJT\*を通じて必要な知識や技能及び意欲などを継続的に高められるよう方策を講じるものとする。

## 5 細則

この実施要項の細則は別に定める。

## 附 則

この実施要項に定める事項は、令和2年4月1日より施行する。

※ OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場内研修）